

第 5 次原村総合計画の計画期間繰り上げについて

第 5 次原村総合計画（以下「総合計画」という。）の計画期間は、平成 28 年度から令和 7 年度（平成 37 年度）の 10 年間となっていますが、昨年度策定しました「第 2 期原村地域創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）」の計画期間は「令和 2 年度から令和 6 年度」の 5 年間としており、総合計画と 1 年間のずれが生じています。

総合計画は、村の最上位計画ですので、総合戦略は総合計画に内包されるものですが、1 年先行して総合戦略が策定されることにより、基本構想や基本計画に制約や不整合が生じることが懸念されます。

また、1 年のずれにより 2 か年度において策定作業を行うことになり、時間や労力、経費がそれぞれ発生します。

このことから、次期総合計画と総合戦略の計画期間をあわせるために、現行総合計画の計画期間を 1 年繰り上げるものです。

なお、計画期間を繰り上げることは、総合計画の根幹をなすものですので、後期基本計画の策定作業及び審議が本格化する前に決定しておく必要があります。

また、総合計画の計画期間は基本構想で定めていますので、基本構想を変更する必要があります。基本構想を変更するためには「議会の議決」が必要となりますので、総合計画審議会において本件を了承いただけましたら、開会中の令和 2 年第 2 回原村議会定例会の最終日に本件を追加議案として上程する予定です。

■地方版総合戦略等の進捗状況等に関する Q & A（抜粋）

まち・ひと・しごと創生については、国と地方が一体となり、中長期的視点に立って取り組む必要があるため、地方版総合戦略の計画期間は、可能な限り、国の次期「総合戦略」の計画期間に合わせていただきたいと思いますと考えていますが、地方創生の取組の基本的な計画である地方版総合戦略に切れ目が生じないようであれば、各地方公共団体の実情に応じた計画期間を設定することも、やむを得ないと考えています。

ただし、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 9 条及び第 10 条の規定により、都道府県の地方版総合戦略は国の総合戦略を勘案して、市区町村の地方版総合戦略は国の総合戦略及び都道府県の地方版総合戦略を勘案して、それぞれ定めるよう努めなければならないことにご留意ください。

【現行】

区 分	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
基本構想	基 本 構 想 (10 年間)									
基本計画	前期基本計画 (5 年間)					後期基本計画 (5 年間)				
実施計画	実施計画 (3 年間)						以降毎年度見直し			
	実施計画 (3 年間)									
	実施計画 (3 年間)									
総合戦略	第 1 期原村地域創生総合戦略 (5 年間)				第 2 期原村地域創生総合戦略 (5 年間)				次期 (予定)	

【見直し(案)】

区 分	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
基本構想	基 本 構 想 (9 年間)									次期
基本計画	前期基本計画 (5 年間)					後期基本計画 (4 年間)				次期
実施計画	実施計画 (3 年間)						以降毎年度見直し			
	実施計画 (3 年間)									
	実施計画 (3 年間)									
総合戦略	第 1 期原村地域創生総合戦略 (5 年間)				第 2 期原村地域創生総合戦略 (5 年間)				次期	

【原村人口ビジョン (平成 28 (2016) 年 3 月策定) による人口推計】

区 分	2020	2021	2022	2023	2024	2025
総人口	7,436	7,417	7,398	7,378	7,359	7,340
生産年齢人口	4,003	3,968	3,933	3,899	3,864	3,829
老年人口	2,504	2,528	2,551	2,575	2,598	2,622
年少人口	929	921	913	904	896	888
高齢化率	33.7%	34.1%	34.5%	34.9%	35.3%	35.7%